

八潮市 緑の基本計画 概要版



1. 計画の基本的事項

■緑の基本計画とは

都市緑地法第4条に規定された計画で、各市町村が緑豊かな快適で個性的な都市づくりを進めるにあたり、地域の自然的、社会的条件等を十分に勘案しつつ創意工夫のもとに策定されるものです。

■計画期間

令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間

■対象とする緑

本計画では、公園・緑地、河川や水路等の水辺、樹林地・社寺林、学校、緑道・街路樹、住宅の庭や工場の植栽等の幅広い空間を対象としています。

■緑地の多様な機能（役割）

緑地には、環境保全、生物多様性、健康・教育、景観形成、にぎわい、レクリエーション、防災・減災等の多様な機能（役割）があり、グリーンインフラ^{*}の取組として、これらの機能を活用し、持続可能な社会の形成を推進します。



^{*}自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。

2. 緑の現状と課題

■緑地の現況量

令和7年4月現在、緑地は335箇所、面積は277.04haとなっています。前計画（平成27年5月）と比較して、箇所数で45箇所、面積で14.59ha減少しています。

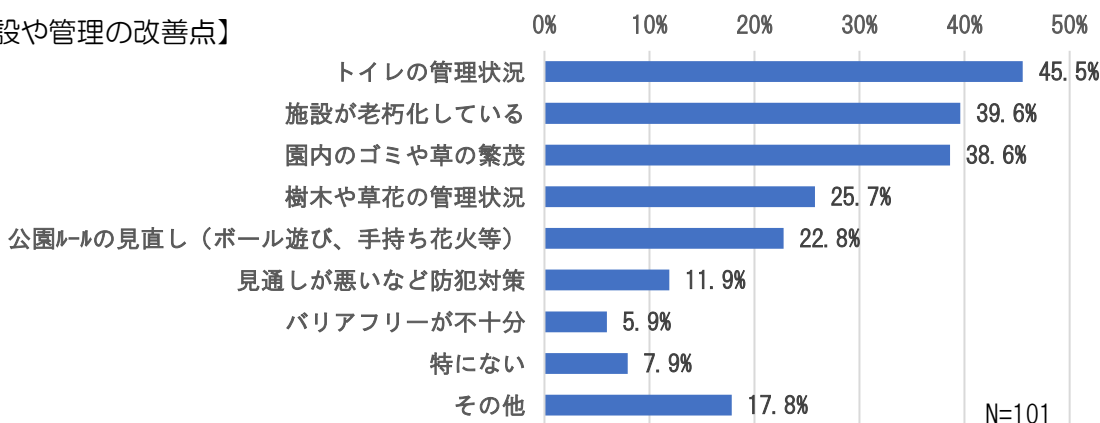
■都市公園等の状況

整備後30年以上経過している都市公園は60%で、公園全体でも54%を占めています。

40年以上経過している都市公園は45%、公園全体でも約40%となっており、公園施設の老朽化が進んでいます。

緑に関する市民の意識調査（令和7年4月）では、公園施設や管理の改善点としてトイレの管理状況や施設の老朽化について要望が多い結果となりました。

【公園施設や管理の改善点】



3. 緑のまちづくりへの取組方針

■緑の将来像、基本方針及び施策

グリーンインフラの考え方に基づく、持続的な水と緑の保全・活用、多様な生物との共生、市民が心身ともに健康的に暮らせる質の高いまちづくりについて、市民等や事業者、市が共生・協働しながら取り組むことを目指し、緑の将来像を以下のとおり定めることとします。

共生・協働による水と緑ゆたかで健康なまち 八潮



基本方針1 人と自然・生物が共生するまち（環境保全・生物多様性）

本市の既存資源である水辺や緑地、農地等の自然を貴重な共有財産として捉え、グリーンインフラの視点に基づき保全・活用を図ります。

ネイチャーポジティブ*の実現のため、市民等の多様な主体と連携し、水辺や緑地、農地等の保全・活用を図ることにより、人と自然・生物が共生する緑のまちづくりを進めます。

※自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

基本方針2 緑の創出による安全・安心に暮らせるまち（防災・減災・持続可能性）

防災機能を有する公園の整備や公園等が持つ雨水の貯留・浸透機能の活用、公園の適切な維持管理等、グリーンインフラに基づく取組を進め、緑の創出による安全・安心に暮らせる持続可能な緑のまちづくりを進めます。

基本方針3 四季の彩りと調和したにぎわいのあるまち（街並み景観・にぎわい）

花桃等による四季の変化が感じられる都市の緑化や緑のネットワークによる魅力ある街並みの形成を図ります。

中川河川敷周辺等において、多様な施設や地域資源を活かし、四季の彩りと調和したにぎわいのある緑のまちづくりを進めます。

基本方針4 笑顔で楽しく暮らせるまち（健康・教育・レクリエーション）

市民等との協働のもと、これまで受け継がれてきた緑の保全や創出について、積極的に取り組みます。





これらの緑を市民の健康づくりや次代を担うこどもたちへの教育の場、レクリエーションの場として活用し、市民が笑顔で楽しく暮らせる緑のまちづくりを進めます。

基本方針	施策
【基本方針1】 人と自然・生物が共生するまち (環境保全・生物多様性)	1-1 水辺・緑地の保全・活用
	1-2 農地の保全・活用
	1-3 温暖化への対応
【基本方針2】 緑の創出による安全・安心に暮らせるまち (防災・減災・持続可能性)	2-1 防災機能の向上【重点】
	2-2 持続可能な公園の整備【重点】
	2-3 雨水対策
【基本方針3】 四季の彩りと調和したにぎわいのあるまち (街並み景観・にぎわい)	3-1 魅力ある街並みの形成【重点】
	3-2 道路・水路等の景観づくり
	3-3 中川河川敷のにぎわい創出【重点】
【基本方針4】 笑顔で楽しく暮らせるまち (健康・教育・レクリエーション)	4-1 教育・健康づくり
	4-2 市民等との協働による緑化活動【重点】
	4-3 緑の支援

※【重点】と表記のある施策は、将来像を達成するために、本市が特に重点的に取り組む施策です。

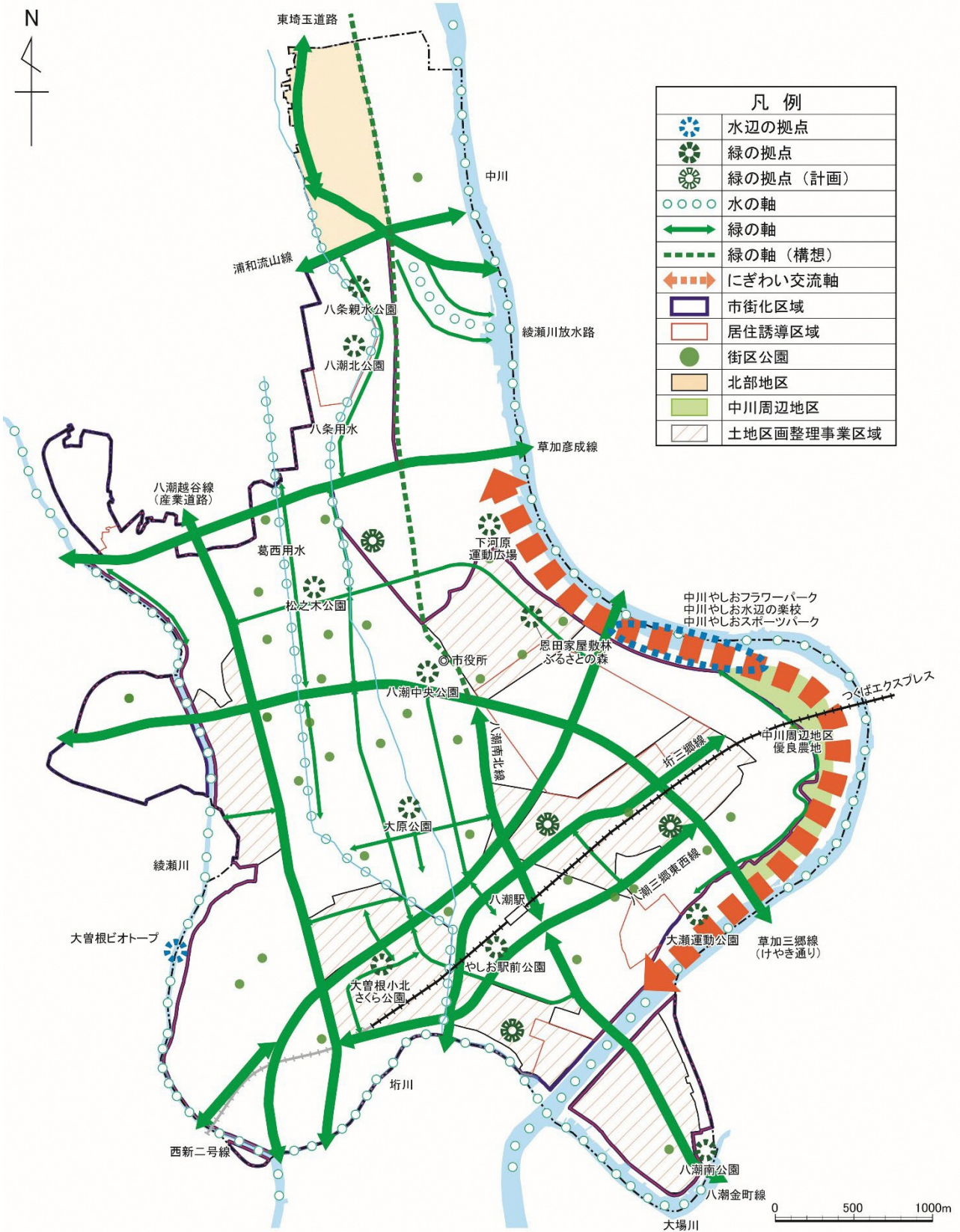
■計画の目標

本市では、農地等の緑地の減少が続いており、今後も同様の状況が続くことが想定されますが、令和17年度の緑被率及び緑地面積については、公園の整備や市民等との協働による緑化活動等の積極的な推進により、令和7年度の緑被率及び緑地面積を維持することを目標とします。

	令和7年度(策定時)	令和17年度(目標)
市全域の緑被率	17.89%	17.89%(維持) 
市全域の緑地面積	277.04ha	277.04ha(維持) 
都市公園面積	20.85ha	31.19ha 
緑に対する市民満足度	19.8%	25.0% 

■水と緑の整備方針図

緑が持つ機能として環境保全、生物多様性、健康・教育、景観形成、にぎわい、レクリエーション、防災、減災等の機能を踏まえ、拠点と軸を位置づけします。



※大曽根ビオトープ※、中川やしお水辺の楽校※については国土交通省が整備し、八潮市が占用している施設

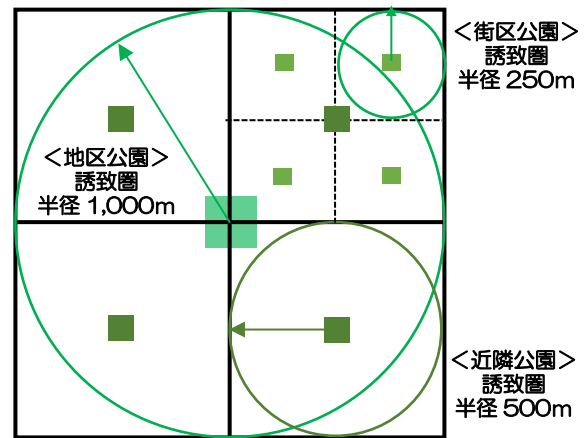
■都市公園の整備に関する方針

本市の都市公園は令和7年4月時点で80箇所、20.85haが整備されていますが、地域によっては公園が少ないなど公園分布の偏りが見られます。

1) 都市公園の計画的な整備

○都市公園の配置については、公園種別ごとの誘致距離及び立地適正化計画に定める居住誘導区域を勘案し、適正な配置及び整備に努めます。

- ・街区公園：誘致距離 250m
- ・近隣公園：誘致距離 500m
- ・地区公園：誘致距離 1,000m



都市公園の配置模式図

○都市計画事業により国庫補助金を活用した公園整備を推進します。

○用地確保が困難な場合においては、借地方式や生産緑地地区・特定生産緑地地区の買取制度の活用を努めます。

○土地区画整理事業区域内においては、事業の進捗に合わせ、公園の整備を計画的に進めます。

2) 防災施設の設置

○指定緊急避難場所として位置付けられた公園などでは、マンホールトイレやかまどベンチ等の防災施設の設置について検討します。

3) こどもの遊び場となる都市公園の整備

○こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成するため、こどもの遊び場の確保や親同士・地域住民との交流機会の創出に資する都市公園の整備を推進します。

4) 市民等との協働による整備

○都市公園の新規整備にあたっては、ワークショップ等を開催し、市民ニーズを反映した地域に親しまれる公園づくりを推進します。

5) 民間活力の導入による公園整備

○近隣公園等の大規模な公園整備にあたっては、都市公園の魅力向上やにぎわい創出を図っていくため、公募設置管理制度（Park-PFI）等の民間活力を使った手法の導入を検討します。

6) 公園機能の再編等

○公園の老朽化の進行、少子高齢化等による市民ニーズの変化を踏まえ、公園機能の再編や再整備に取り組みます。

○小規模で利用率の低い公園については、様々な検討を行った上で方向性を決定します。

■都市公園の管理に関する方針

都市公園の約6割が整備後30年以上経過していることや少子高齢化等に伴う公園に対する市民ニーズの変化を踏まえ、公園施設の老朽化対策や市民ニーズに対応した公園機能の再編等について、重点的に取り組んでいく必要があります。

1) 公園施設の安全性の確保

- 遊具については、毎年点検を実施するとともに、公園施設長寿命化計画に基づいて計画的に改修・更新等を実施します。
- ベンチや公園灯等の公園施設については、緊急性の高いものから優先度を設定し、改修等を実施します。
- 防犯対策として、防犯カメラを設置するとともに、視認性を確保するため、樹木を適正に管理します。

2) 市民等との協働による維持管理

- 地域に親しまれる快適な公園づくりを進めるため、清掃活動等について、町会・自治会等と維持管理協定を締結し、市民等との協働による維持管理を推進します。

3) 民間活力の導入による公園の管理

- 公園施設の魅力度や利用者の利便性の向上を目指し、指定管理者制度の活用など、公園の管理・運営における民間活力の導入を検討します。



やしお駅前公園

4. 緑のまちづくりに関する施策

基本方針1	施策
人と自然・生物が共生するまち (環境保全・生物多様性)	1-1 水辺・緑地の保全・活用
	1-2 農地の保全・活用
	1-3 温暖化への対応

1) 水辺・緑地の保全・活用



- 屋敷林・保存樹木等の本市を特徴づける緑の保全・啓発を図ります。
- 中川・綾瀬川等のビオトープをはじめとする水辺空間の保全や環境調査等を実施します。
- 生物多様性を保全するため、生態系に影響を及ぼす特定外来生物の対策を実施します。

2) 農地の保全・活用



- 本市にとって貴重な一体的農地として、中川周辺地区の農地に地域計画を定め、方針に従い保全します。
- 市街化区域の貴重な緑である生産緑地地区や特定生産緑地地区の指定を継続することにより、農地を保全します。
- 災害時の一時的な避難所として、農地の活用や市民との協働による農地の保全・活用を図ります。

3) 温暖化への対応



- 温暖化防止の一環として、緑による都市のヒートアイランド現象の緩和、街路空間の暑熱環境への対策を行います。
- 建築物の壁面緑化を促進し、農地や緑地、公園樹木・街路樹の適切な維持管理や植樹の推進などにより、まちなかのクールスポットとなる緑陰を創出します。
- 二酸化炭素排出量の抑制に向け、照明灯のLED化、公園樹木・街路樹の剪定枝等の再利用を推進します。



自然観察会



生産緑地地区



みどりのカーテン
(八條公民館のゴーヤ)

基本方針2	施策
緑の創出による安全・ 安心に暮らせるまち (防災・減災・持続可能性)	2-1 防災機能の向上【重点】
	2-2 持続可能な公園の整備【重点】
	2-3 雨水対策

1) 防災機能の向上 【重点】



- 防災機能を有する公園の整備や北部地区のまちづくりにより、安全・安心な防災力の高いまちづくりを推進します。
- 質の高い公園や緑の整備・保全に向け、民間活力を活かした公園整備や指定管理者制度の導入を検討します。

2) 持続可能な公園の整備 【重点】



- 公園用地の確保が難しい既成市街地では、借地方式や生産緑地地区・特定生産緑地地区の買取制度を活用した整備に努めます。
- 土地区画整理事業区域内では、事業の進捗に合わせて計画的に公園の整備を進めます。
- こどもの遊び場や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園の整備を推進します。
- 公園の再整備や規模が小さく、利用率が低い公園については、地域の住民と今後の利活用について様々な検討を行った上で方向性を決定します。
- 公園施設長寿命化計画等に基づく計画的な公園施設の改修や防犯カメラの設置、樹木の剪定等を推進します。

3) 雨水対策



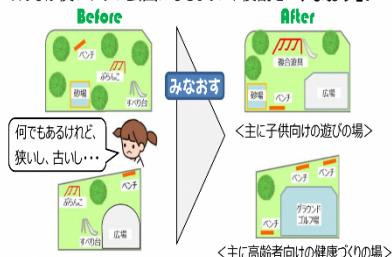
- 近年の気候変動に伴う降雨量の増加による浸水対策として、公園等へ雨水浸透施設・貯留施設を設置するとともに、民有地への雨水貯留施設（雨水タンク）の設置を促進します。
- ヒートアイランド現象の緩和に向け、公園等の保水性舗装の導入を検討します。



ソーラー照明灯

【機能の再編】

○みんなが使いやすい公園になるように、役割を「みなおす」。



都市公園ストック再編のイメージ

出典：都市公園の再編・集約化の促進
(国土交通省)



雨水タンク

基本方針3	施策
四季の彩りと調和した にぎわいのあるまち (街並み景観・にぎわい)	3-1 魅力ある街並みの形成【重点】
	3-2 道路・水路等の景観づくり
	3-3 中川河川敷のにぎわい創出【重点】

1) 魅力ある街並みの形成 【重点】



- 魅力ある街並みの形成に向け、公有地において質の高い緑化を推進します。
- 緑地の創出・維持を図るため、緑化基準に関する条例化や緑化の助成制度等について検討を行います。
- 私有地の緑化を促進するため、「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」に基づく指導を行うとともに、地域の特性や環境に十分配慮した「地域特性基準」制度を活用し、緑化基準以上の緑の創出を図ります。
- 四季の彩りのある緑ゆたかなまちづくりを推進します。
- 質の高い緑の創出について、市民等、事業者、市が考え方を共有して取り組めるよう、緑化のためのガイドラインの策定に向けた検討を行います。

2) 道路・水路等の景観づくり



- 都市の緑ゆたかな景観形成と動植物の生息・生育環境の連続性を確保するため、水と緑のネットワークの形成を推進します。
- 街路樹の適切な管理により、美しい街並み景観の創出を図ります。
- 市役所通り周辺地区では、本市のシンボル空間にふさわしい魅力ある街並み形成を推進します。

3) 中川河川敷のにぎわい創出 【重点】



- 中川河川敷周辺に位置する中川やしおフラワーパーク、中川やしお水辺の楽校等の観光資源や下河原運動広場、中川やしおスポーツパーク、大瀬運動公園等の市民等の活動拠点を一体的な空間と捉え、魅力ある新たな健康づくりやにぎわいの空間の創出を図ります。
- 中川の水辺の保全や四季を彩る花の植栽等により、市民が楽しめる水辺景観を創出します。



八潮市役所での緑化



八条親水公園の遊歩道



花桃まつり

基本方針4	施策
笑顔で楽しく暮らせるまち (健康・教育・レクリエーション)	4-1 教育・健康づくり
	4-2 市民等との協働による緑化活動【重点】
	4-3 緑の支援

1) 教育・健康づくり



- 次代を担う子どもたちに自然の大切さ等を知ってもらうため、環境教育・環境学習の充実を図ります。
- 農業体験の場となるみどりの学校ファームや新規の公園計画へ子どもたちの意見を反映させるため、小学生を対象としたワークショップを実施します。
- 市民が気軽に健康づくりに取り組めるよう、ウォーキングコースの普及や健康遊具の設置を推進します。
- すべての人が安心して公園を利用できるよう、インクルーシブ※の視点を加えた公園整備を推進します。

※誰もが孤立したり、排除されずに支えあう社会政策の理念を表す。

2) 市民等との協働による緑化活動【重点】



- 緑に関するイベントの開催等、市民が緑に関心を持ってもらえる取組を推進します。
- 計画段階からのワークショップの開催や市民等による四季を感じられる地域緑化を推進します。
- 町会・自治会等との協働による公園の維持管理や市民花壇への花植え等を行う緑と花いっぱい運動の取組を推進します。

3) 緑の支援



- 市民等による緑化活動を促進するため、緑に関する活動のネットワークづくりの一環として、市内で活動する団体間の情報交換や交流の場づくりを推進します。
- 市民等の緑への関心・意欲を高めるため、専門家による樹木の管理に関する助言・指導や緑に関する情報提供等の充実に努めます。



小学生を対象とした
ワークショップ



維持管理協定を締結している
菖蒲田（八潮南公園）

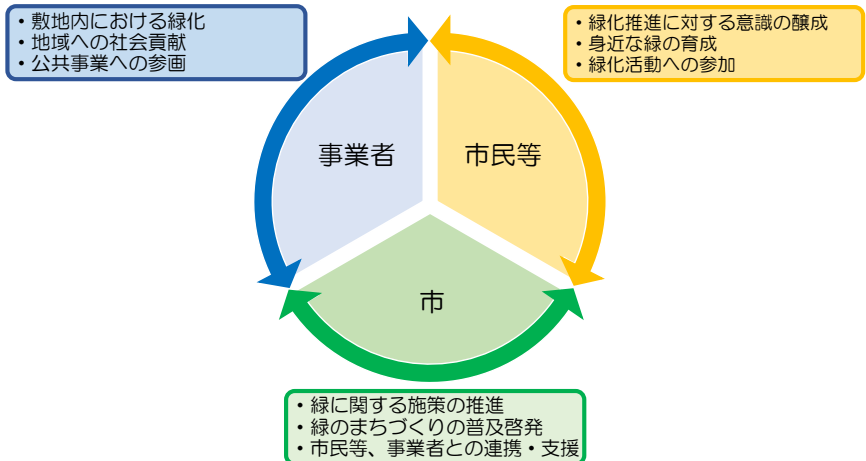


ゴーヤ苗の配布

5. 推進体制・進行管理

■推進体制

少子高齢化等による市民ニーズの変化や農地等の緑の減少など、緑を取り巻く環境が大きく変化している中、緑ゆたかなまちづくりを進めていくためには、市民等と事業者、市がそれぞれの役割を認識し、協働しながら、積極的に取り組んでいくことが重要です。

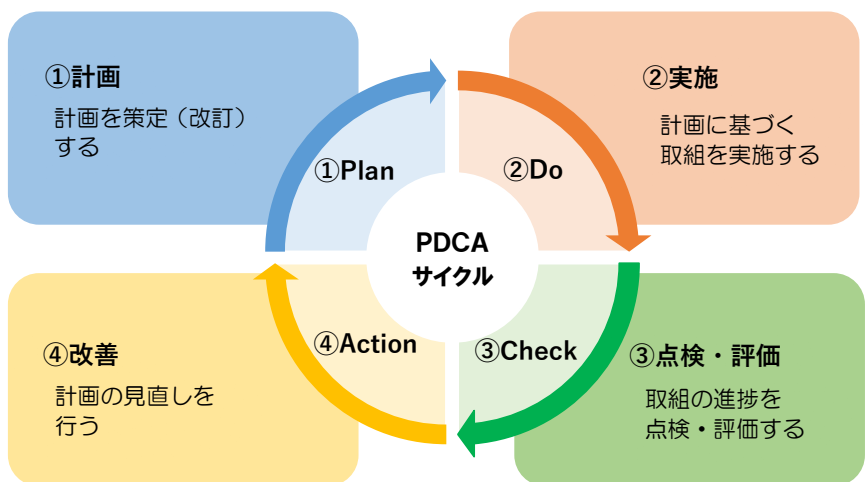


推進体制（役割分担）のイメージ

■進行管理

緑の将来像の実現のためには、本計画に位置付けられた施策を着実に推進するとともに、適切に進捗状況を把握し、次の計画に繋げていくことが重要となります。

そのため、本計画ではPDCAサイクルによる進行管理を進めることにより、計画の実効性を確保するとともに、社会情勢の変化など必要に応じて計画の見直しを行います。



PDCA サイクルによる進行管理のイメージ

八潮市緑の基本計画 概要版

令和8年3月 改訂

発行 八潮市
〒340-8588
埼玉県八潮市中央一丁目2番地1
TEL：048-996-2111（代表）
編集 八潮市 都市整備部 公園みどり課

計画書本編は市HPで
閲覧・ダウンロードで
きます。

